

へ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満				1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	1
	12月以上	25	25	25	21	17	13	1
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	1
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	1
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	1
	12月以上	29	29	29	25	21	17	1
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	1
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	1
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	1
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	1
	12月以上	33	33	33	29	25	21	1
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	1
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	1
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	1
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	1
	12月以上	37	37	37	33	29	25	1
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	1
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	1
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	1
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	1
	12月以上	41	41	41	37	33	29	1
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	1
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	1
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	1
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	1
	12月以上	45	45	45	41	37	33	1
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	1
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	1
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	1
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	1
	12月以上	49	49	49	45	41	37	1
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	1
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	1
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	1
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	1
	12月以上	53	53	53	49	45	41	1
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	1
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	1
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	1
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	1
	12月以上	57	57	57	53	49	45	1
	3月未満	57	57	57	53	49	45	1
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	1

16	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	
24	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
25	3月未満	93	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	96	92		
	12月以上	97	97	97	93		
26	3月未満	97	97	97	93		
	3月以上6月未満	98	98	98	94		
	6月以上9月未満	99	99	99	95		
	9月以上12月未満	100	100	100	96		
	12月以上	101	101	101	97		
27	3月未満	101	101	101	97		
	3月以上6月未満	102	102	102	98		
	6月以上9月未満	103	103	103	99		
	9月以上12月未満	104	104	104	100		
	12月以上	105	105	105	101		
28	3月未満	105	105	105	101		
	3月以上6月未満	106	106	106	102		
	6月以上9月未満	107	107	107	103		
	9月以上12月未満	108	108	108	104		
	12月以上	109	109	109	105		
29	3月未満	109	109	109			
	3月以上6月未満	110	110	110			
	6月以上9月未満	111	111	111			
	9月以上12月未満	112	112	112			
	12月以上	113	113	113			
30	3月未満	113	113	113			
	3月以上6月未満	114	114	114			
	6月以上9月未満	115	115	115			
	9月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
31	3月未満	117	117	117			
	3月以上6月未満	118	118	118			
	6月以上9月未満	119	119	119			
	9月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				

32	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
34	12月以上	129	129				
	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
35	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				
	3月未満	133	133				
	3月以上6月未満	134	134				
36	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
	3月未満	137	137				
37	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
38	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
39	12月以上	145	145				
	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
40	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
	3月未満	149	149				
	3月以上6月未満	150	150				
41	6月以上9月未満	151	151				
	9月以上12月未満	152	152				
	12月以上	153	153				
	3月未満	153	153				
41	3月以上6月未満	154	154				
	6月以上9月未満	155	155				
	9月以上12月未満	156	156				
	12月以上	157	157				
41	3月未満	157	157				
	3月以上6月未満	158	158				
	6月以上9月未満	159	159				
	9月以上12月未満	160	160				
	12月以上	161	161				

参考資料

第一条 (佐賀県職員給与条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

(給料)

第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当(第十条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。

2 略

(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)

第四条 略

2~5 略

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

改正前

(給料)

第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当(第十条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。

2 略

(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)

第四条 略

2~5 略

6 職員が現に受けている号給を受けるに至つた時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮すること

ができる。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給に昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、これらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至つた時から二十四月(その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては、十八月)を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 五十五歳(医療職給料表(-)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項の規定の適用については、同項中「四号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 五十五歳(医療職給料表(-)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後は昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。



